

諮問第 9 号の答申

国民経済計算の作成基準について（案）

本委員会は、国民経済計算の作成基準について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 意見及びその理由等

(1) 意見

内閣府が諮問した国民経済計算の作成基準（案）（以下「諮問案」という。）については、おおむね妥当と考えられるが、以下の理由等を踏まえ、その一部を修正し、別紙修正案のとおりとすることが適当である。

(2) 理由等

ア 背景及び考え方

国民経済計算は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項の規定により基幹統計とされており、国の基本政策の立案及び決定並びに経済社会活動の国際比較に当たっての基礎資料となっているなど当該統計結果の社会的影響は極めて大きくなっている。一方、国民経済計算はいわゆる加工統計であり、作成に当たって中立性や客観性を高めるとともに、諸外国との比較可能性を確保することが極めて重要となる。

この観点から、国民経済計算の体系について国際連合において勧告されている基準が設けられており、この基準に準拠しつつ、基本的な概念等を定める国民経済計算の作成基準を設定することが同法第 6 条第 1 項の規定において定められている。

このような背景の下、諮問案については、

- ① 国際連合による基準に準拠した国民経済計算を作成する上で、根幹となるガイドラインを定めるものと位置づけ、「概論」、「勘定体系」、「分類」、「記録原則」、「記録内容」、「雑則」の 6 項目に整理し、作成している。
- ② 我が国の国民経済計算の作成方法・内容等の細部については、推計手法解説書、各年次の刊行物における用語解説等により公開することを想定し、作成基準には記載しない。
- ③ 国際連合の定める基準については、各国が実情を踏まえて準拠する性格のものであり、すべての勧告項目を我が国の国民経済計算体系に導入しているわけではないことから、その対応状況については本基準とは別に広く公表することとし、我が国国民経済計算の細部の変更の都度更新するものと位置づけている。

といった考え方にに基づき、示されたところである。

イ 修正理由

諮問案については、おおむね妥当と考えられるが、生産勘定における産出構造や投入構造等からの推計等、国民経済計算の全体系の計数に影響を及ぼすような、推計に係る根幹的な考え方が必ずしも明らかとなっていないことから、作成方法の原則等を明示する必要がある。また、利用者の利便性を

図るため、分類や補足的な勘定の一覧などについて公表する旨を記述するとともに、一部のわかりにくい表現や誤解を生みやすい表現などについて、より正確で、平易かつ明快なものに改める必要がある。

2 今後の課題

(1) 改正時期

作成基準の改正については、これまで国際連合の基準は十年以上の期間を経て改定されていること等を踏まえ、的確に状況に即した国民経済計算を作成するため、国際連合の基準の改定の際の改正に加えて、5年ごとの基準改定の際に概念変更などを行った場合においても改正の要否を検討すべきである。

(2) 諸課題への対応

平成 21 年度以降、内閣府は、以下のような課題への対応を進める中で、必要に応じ、作成基準や作成方法の見直しを行う必要がある。

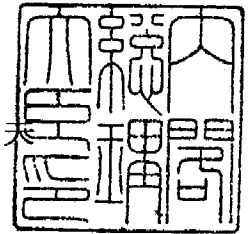
- ・国際連合の基準の改定（93 SNAの改定）等国際動向への対応
- ・「公的統計の整備に関する基本的な計画」に盛り込まれる国民経済計算に関する課題への対応
- ・平成 22 年秋以降に公表が予定される平成 17 年基準改定への対応
- ・今般の作成基準に係る審議の過程で明らかとなった、基礎統計の利用や、国民経済計算と基礎統計との連携といった課題についての検討



府経研第705号
平成20年9月8日

統計委員会委員長
竹内 啓 殿

内閣総理大臣
福田 康 夫



諮問第9号
国民経済計算の作成基準について（諮問）

国民経済計算の作成基準（別紙）について、統計法（平成19年法律第53号）第6条第2項及び附則第3条の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮問の趣旨

1 国民経済計算の作成基準の趣旨

国民経済計算は、来年施行予定の統計法（平成 19 年法律第 53 号）（以下「新統計法」という。）第 2 条第 4 項の規定により基幹統計とされており、国の基本政策の立案及び決定並びに経済社会活動の国際比較に当たっての基礎資料となっているなど当該統計結果の社会的影響は極めて大きくなっている。

一方、国民経済計算はいわゆる加工統計であり、作成に当たって中立性や客観性を高めるとともに、諸外国との比較可能性を確保することが極めて重要となる。

この観点から、国民経済計算の体系について国際連合において勧告されている基準が設けられており、この基準に準拠しつつ、基本的な概念等を定める国民経済計算の作成基準（以下「作成基準」という。）を設定することが新統計法第 6 条第 1 項の規定において定められている。

2 諮問における手続

作成基準の設定については、新統計法第 6 条第 2 項の規定によりあらかじめ統計委員会の意見を聴くこととされている。同項は施行日前であるが、同法附則第 3 条の規定により、施行日前においても同法の例によりすることができるとされている。

3 審議事項

国際連合において勧告されている基準に準拠した作成基準の設定について、客観的かつ学術的に妥当なものとするため、調査審議を求める。

なお、作成基準に関連する事項として、以下の点に留意が必要。

- ・ 来年 2 月に予定されている国際連合の基準の改定等、国際動向への対応
（改定の内容は専門的かつ多岐にわたるものとなる予定であり、我が国国民経済計算においては、平成 17 年基準改定（平成 22 年度公表）以降の推計において段階的に対応するため、必要となる事項を今後検討する予定であるが、今次答申を求める作成基準の審議においては、こうした国際動向に留意することが必要。）
- ・ 現在統計委員会において調査審議されている「公的統計の整備に関する基本的な計画」への対応
- ・ その他、基本的な定義・概念、体系等、統計作成上必要となる事項

4 スケジュール

平成 20 年 9 月	作成基準の諮問
9 月～平成 21 年 3 月	調査審議
平成 21 年 3 月	答申

国民経済計算の作成基準（案）の論点について

本作成基準の策定に当たっては、主要な論点について以下のように整理し、「案」を作成したところである。

1 作成基準の趣旨について

国際連合による基準に準拠した国民経済計算を作成する上で、根幹となるガイドラインを定めるものと位置づけ、推計方法や利用する基礎統計等を規定することは想定していない。

2 記載内容（項目）について

作成基準はガイドラインとしての大枠を定めるものの考え方により、作成方法・内容等の大枠について、「1 概論」、「2 勘定体系」、「3 分類」、「4 記録原則」、「5 記録内容」、「6 雑則」の6項目に整理し、作成している。

3 記載の細かさについて

我が国の国民経済計算の作成方法・内容等の細部については、推計手法解説書、各年次の刊行物における用語解説等により広く公開することを想定しており、作成基準はあくまでも大枠を規定するものにとどめている。

4 国際連合の定める基準との対応状況について

国際連合の定める基準は勧告であり、各国が実情を踏まえて準拠する性格のものであることから、すべての勧告項目を我が国の国民経済計算体系に導入しているわけではない。

一方で、国際連合の基準との対応状況を常に明らかにしておく必要があり、対応状況については本基準とは別に広く公表することとし、我が国国民経済計算の細部の変更の都度更新するものと位置づけている（雑則に規定）。

5 想定する改正頻度について

本基準は国際連合の基準を踏まえた大枠を規定するにとどめることにより、原則として、国際連合の基準が改定された際に、我が国への導入に合わせて改正することを想定している。